



府消委第70号

平成24年3月22日

消費者庁食品表示課長 殿

内閣府

消費者委員会事務局参事官

第8回消費者委員会新開発食品調査部会における
指摘事項について

平成24年3月12日に開催された第8回消費者委員会新開発食品調査部会
において、下記の指摘事項がございましたので、通知いたします。

記

1. 意見内容

別紙のとおり。

【問合せ】内閣府消費者委員会事務局

担当：森繁、中島、浅野

電話03-3507-9945

(別紙)

特定保健用食品（以下「特保」という。）の制度の趣旨にかんがみると、特保の表示許可を受けた食品は、バランスの取れた食生活を実現するために補助的に使用されるべきものであると考えられる。

しかしながら、特保の表示許可を受けた食品の中には、ＴＶコマーシャルや広告などにおいて、あたかも「当該食品を使用すれば、バランスの取れた食生活を考慮しなくてよい」旨を示唆するような表現が用いられているものがある。

このようなＴＶコマーシャルや広告などは、審議を行った許可表示文言の趣旨を逸脱するものであるとともに、偏った食生活を助長するおそれがあり不適切であるため、改善が望まれる。